

いちのみや ペットパートナーシップ制度 のご案内



一宮市保健所 保健衛生課 動物愛護グループ

1. いちのみやペットパートナーシップ制度とは

いちのみやペットパートナーシップ制度は、ペットの飼養に不安や困難を抱える飼い主に対して適切なサービスを提供できる事業所を紹介する制度です。紹介できるのは「いちのみやペットパートナー事業所」として登録されている事業所だけです。

ペットの困りごとが起きたときに、
『どこに相談したらよいのかわからない』
という声が寄せられています。
インターネットを利用して自分に必要なサービスを探すことが
困難な方もたくさんいます。



相談例

高齢犬猫の
デイサービス
のようなところ
はないかな？

犬の噛み癖がひどくて…
トレーナーさんを紹介
してもらえませんか？

留守の間に家に来て
ペットのお世話を
してほしいのですが…

犬の散歩にいくのが大変。
代わりに散歩をお願いできる
ところはありますか？

**いちのみやペット
パートナーシップ
事業所**
を紹介しますね。

そんなときに



パートナー事業所になると…

1 市民に紹介

市民から市へご相談やお問い合わせがあった際に、パートナー事業所を
ご紹介します

2 広告に使用

事業所の広告物等において「いちのみやペットパートナーシップ事業所」の
名称を使用できます

提供している
サービスを
知つて
もらえる！

2. 登録について

登録の基準（以下の基準をみたす事業者が登録できます）

- ① 第一種動物取扱業の登録を行っている事業者であること。
- ② 一宮市の行う動物愛護に関する取り組みに賛同していること。
- ③ 動物愛護管理法、その他法令に反する行為により勧告、命令等を受けたことがないこと。
- ④ 相談者への相談対応及び支援が可能な事業を行っていること。
- ⑤ ボランティア活動を事業の主たる目的としていないこと。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を事業の主たる目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

登録事業者の責務（登録事業者が守らなければならないこと）

- ① 相談者の相談に対し、誠実な対応を行うこと。
- ② ペットの飼養に関して市が行う取り組みに協力するよう努めること。
- ③ ペットの飼養に関する法令についての知識を持ち、科学的に根拠のある知見等を取り入れ、適正飼養について常に知識の刷新を行うよう努めること。



登録の流れ

1

登録申請



- ・電子で申請
(窓口または郵送でも可)
- ・登録費用無料



電子申請用二次元コード

2

登録



登録基準を満たしていれば
いちのみや
ペットパートナーシップ
事業所
として登録

3

通知



登録を事業者に通知し
ステッカーを配布

3. よくある質問

Q

一宮市の紹介を受けた市民から相談があつても、できることとできないことがあります。
どんな相談であつても引き受けなければいけませんか。

A

通常提供しているサービスの範囲内で**対応可能な依頼だけを受け
ていただければ構いません。**対応不可能な依頼については、事業者の判断で断ってください。

Q

長期の預かりとなりお迎えの目途がたたない、飼い主が死亡してしまい身内が引取りに来ない、といったトラブルも考えられます。市は何か対策をしてくれますか。

A

本制度はあくまでも、インターネット等の利用が困難な市民から相談があった場合に、市が「こんな事業者さんがいますよ」と事業者の紹介をするだけの制度です。

依頼を受けるかどうかの判断やトラブルが発生した場合の対応には市は関与しませんので、トラブルの発生が見込まれる依頼は断る等、事業者側で対策を講じてください。

Q

事業所の所在地と自宅が同一なので、ウェブ上に掲載して欲しくありません。

A

事業者情報の公開可否については、登録申請書に記入欄があります。**公開を希望されない情報を、ウェブ上に掲載することはありません。**

【お問い合わせ先】

一宮市保健所 保健衛生課 動物愛護グループ（一宮市動物愛護事務所）

TEL : 0586-72-1122

hoken-eisei@city.ichinomiya.lg.jp

〒491-0076 一宮市貴船町3丁目2番地 中保健センター内（2025年10月まで）

〒491-0026 一宮市和光2丁目1番36号 保健所1階 （2025年11月から）

